

スライド資料

解説①	短期大学機関別認証評価について	1
解説②	日本高等教育評価機構が行う 認証評価について	17
解説③	評価基準について	25
解説④	評価の実施方法について	42

解説①

短期大学機関別認証評価について

2015. 4

公益財団法人 日本高等教育評価機構

◆解説の内容

- 日本高等教育評価機構について
- 評価機構が行う認証評価について
- 短期大学機関別認証評価の特長
- 事例紹介

公益財団法人 日本高等教育評価機構 JIHEE

Japan Institution for Higher Education Evaluation

設立母体=日本私立大学協会

- ・平成17(2005)年 大学機関別認証評価の認証
- ・平成21(2009)年 短期大学機関別認証評価の認証
- ・平成22(2010)年 ファッション・ビジネス系専門職大学院評価の認証

目的

大学・短期大学の教育研究活動の状況について評価を行い、あわせて大学・短期大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大 学・短期大学の発展に寄与することを目的とする。

事業

- (1)教育研究水準の向上に資するために行う大学・短期大学の教育研究活動等の状況の評価の実施に関する事業
- (2)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2

◆評価機構が行う認証評価について

評価機構が行う認証評価の目的

- (1)各短期大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める「短大評価基準」に基づき、教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各短期大学の自主的な質保証の充実を支援すること。
- (2)各短期大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるように支援すること。
- (3)各短期大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各短期大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。

3

◆評価機構が行う認証評価について

評価の対象

完成年度を経た短期大学

- ・前回の認証評価受審年度の翌年度から数えて7年以内の短期大学

Q. 学年進行中の学科・専攻課程がある場合、評価を受けることができますか？

A. できます。

学年進行中※1の学科・専攻課程 → 評価対象
学生募集停止の学科・専攻課程 → 評価対象外

※1 受審年度に新設されたものも含みます。

4

◆評価機構が行う認証評価について

評価の基本的な方針

- (1)「評価基準」に基づく評価
- (2)教育活動の状況を中心とした評価
- (3)個性・特色に配慮した評価
- (4)改革・改善に資する評価
- (5)「自己点検評価書」に基づき、かつ、エビデンスを重視した評価
- (6)ピア・レビューを中心とした評価
- (7)定性的評価を重視した評価
- (8)コミュニケーションを重視した評価
- (9)透明性が高く、信頼される評価システムの構築

5

評価の基本的な方針

(1)「評価基準」に基づく評価

- 基準1. 使命・目的等
- 基準2. 学修と教授
- 基準3. 経営・管理と財務
- 基準4. 自己点検・評価

(2)教育活動の状況を中心とした評価

- 基準2 学修と教授の領域
 - 学生受入れ
 - 教育内容・方法
 - 学修及び授業の支援
 - 学修評価
 - 教員配置 等

6

評価の基本的な方針

(3)個性・特色に配慮した評価

基本的・共通的な基準

- 基準1 使命・目的等
- 基準2 学修と教授
- 基準3 経営・管理と財務
- 基準4 自己点検・評価

+

独自の基準の設定

- 例) 国際協力
- 地域貢献
- 生涯学習 など

(4)改革・改善に資する評価

「改善報告書」等の公表及び提出

・「適合」の判定を受けた短期大学のうち、「改善を要する点」として指摘があった場合には、「改善報告書」等の公表及び提出を求める。

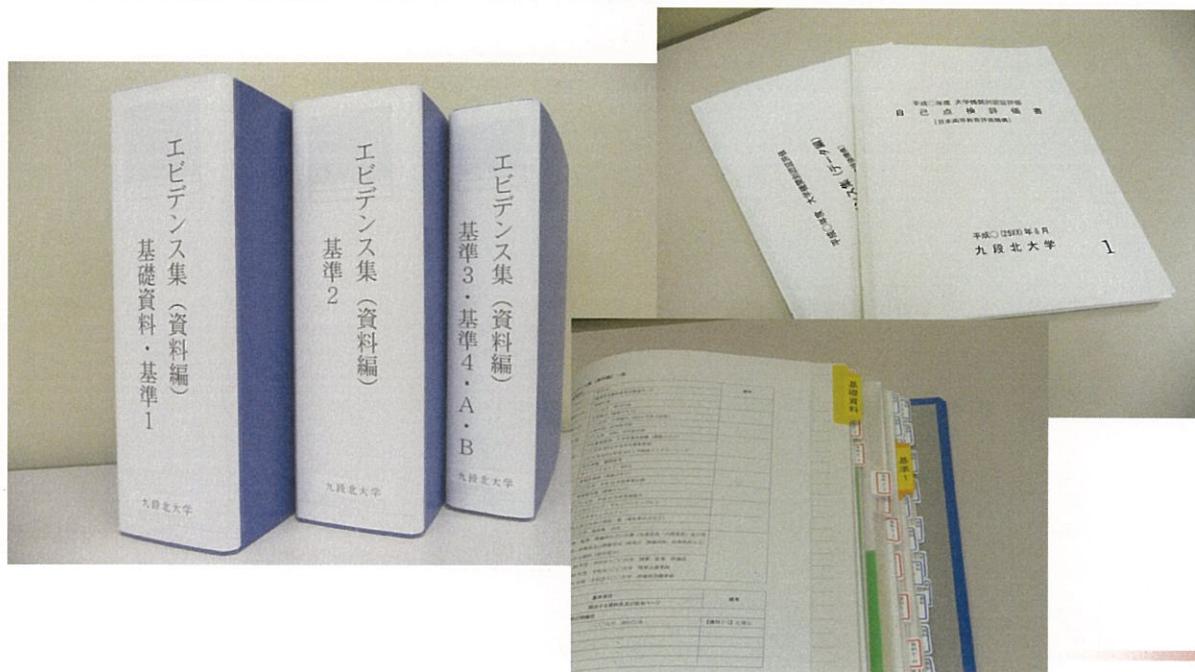


7

◆評価機構が行う認証評価について

評価の基本的な方針

(5)「自己点検評価書」に基づき、かつ、エビデンスを重視した評価



8

◆評価機構が行う認証評価について

評価の基本的な方針

(6)ピア・レビューを中心とした評価

Peer Review
(大学・短期大学の教職員による同僚評価)

(7)定性的評価を重視した評価

教育活動



- ・規模
- ・地域性
- ・設置学問系統

9

◆評価機構が行う認証評価について

評価の基本的な方針

(8) コミュニケーションを重視した評価

- 大学・短期大学責任者説明会
- 大学・短期大学自己評価担当者説明会
- 事前相談
- 書面質問及び依頼事項
- 責任者及び関係者との面談
- 調査報告書案に対する意見申立て
- 評価報告書案に対する意見申立て

大学・短期大学



◆評価機構が行う認証評価について

評価の基本的な方針

(9) 透明性が高く、信頼される評価システムの構築

- ・評価を受けた短期大学
- ・評価員
- ・その他の関係者

意見

意見

- ・短期大学評価
- ・調査研究活動の成果 など

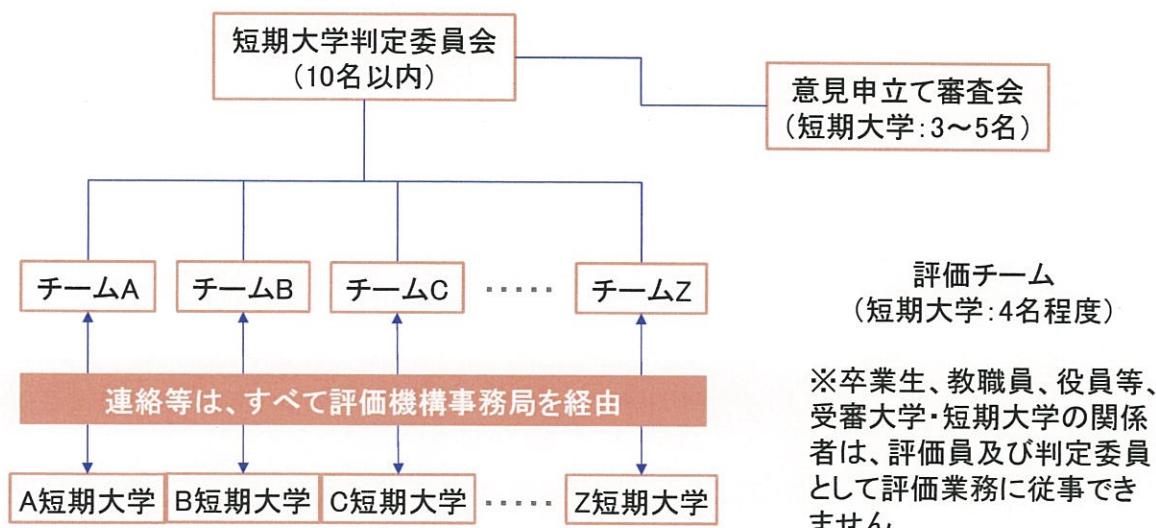
より良いシステムを目指す

意見

- ・日本私立大学協会
- ・私学高等教育研究所
- ・その他の関係機関

◆評価機構が行う認証評価について

評価の実施体制



12

◆評価機構が行う認証評価について

評価の基本スケジュール

- | | | |
|--------|-----------|----------------------|
| (申請年度) | 7月 | 評価の申込み及び受付 |
| | 9月 | 自己評価担当者等への研修 |
| 翌年 | 4月 | 評価料の請求
評価機構担当者の通知 |
| (受審年度) | 5月 | 評価チームの通知 |
| | 6月 | 「自己点検評価書」を作成・提出 |
| | 7月～ | 書面調査「自己点検評価書」の検討・分析 |
| | 9月末～12月中旬 | 実地調査 |

13

◆評価機構が行う認証評価について

評価の基本スケジュール

- 翌々年1月下旬まで 「調査報告書案」の取りまとめ
2月上旬まで 「調査報告書案」への意見申立て
2月中旬 「評価報告書案」の取りまとめ
2月下旬 「評価報告書案」への意見申立て
2月下旬 意見申立て審査会
3月上旬 評価結果の確定
3月中旬 評価結果の承認
3月末 評価結果の通知
文部科学大臣への報告
評価結果の公表

14

◆評価機構が行う認証評価について

短期大学評価基準

11基準

- 基準1 建学の精神・大学の
基本理念及び使命・目的①
基準2 教育研究組織①②③
基準3 教育課程②
基準4 学生②
基準5 教員②
基準6 職員③
基準7 管理運営③④
基準8 財務③
基準9 教育研究環境②
基準10 社会連携
基準11 社会的責務③

4基準

- ①基準1 使命・目的等
②基準2 学修と教授
③基準3 経営・管理と財務
④基準4 自己点検・評価

+

独自の基準

- 例) 国際協力
地域貢献
生涯学習 など

※○数字は対応する基準項目が含まれている新基準のナンバー
※アンダーラインは独自の基準等。基準2は研究活動のみ独自の基準

15

◆評価機構が行う認証評価について

短期大学評価基準と大学評価基準の相違点

(1) 基準1. 使命・目的等 「趣旨」

大学：大学は、知の拠点であり、知識基盤社会の重要な社会的インフラとして高い公共性を有する機関です。

短期大学：短期大学は、知の拠点であり、知識基盤社会の重要な社会的インフラとして高い公共性を有するとともに、職業または実際生活に必要な能力を育成するという目的を持つ機関です。

(2) 基準項目2-7. 学生サービス 「エビデンスの例示」

大学：学生生活全般についての満足度調査及びその分析結果、あるいは学生から要望を汲上げるシステムに関する資料

短期大学：学生生活全般についての満足度調査及びその分析結果、あるいは学生から要望を汲上げる仕組みに関する資料

◆評価機構が行う認証評価について

短期大学評価基準と大学評価基準の相違点

(3) 基準項目2-8. 教員の配置・職能開発等 「エビデンスの例示」

大学：教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料

短期大学：教養教育実施体制の現況と活動状況を示す資料

(4) 独自の基準の「例示」

短期大学の独自の基準例

- 例) 国際協力
- 地域貢献
- 生涯学習 など

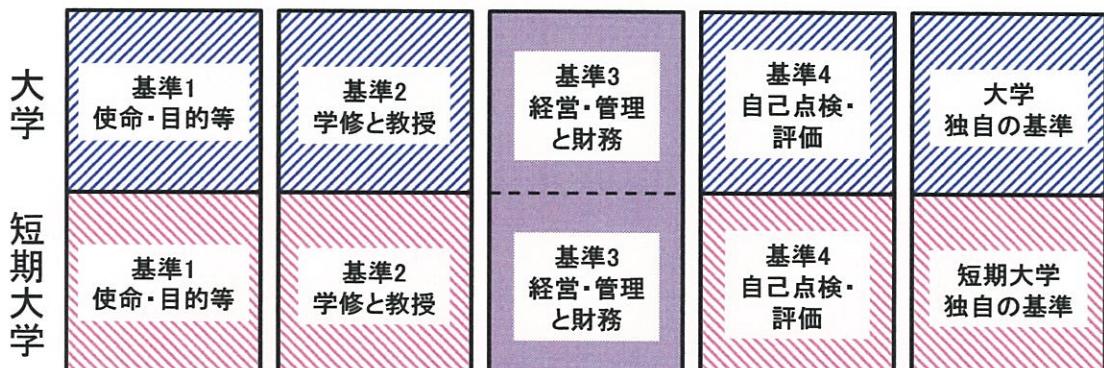
大学の独自の基準例

- 例) 国際協力
- 社会貢献
- 研究活動 など

◆短期大学機関別認証評価の特徴

同時受審

同時受審とは同一法人内に大学と短期大学が設置されている場合に、日本高等教育評価機構で大学機関別認証評価と短期大学機関別認証評価を同じ年度に受審すること。



◆短期大学機関別認証評価の特徴

同時受審：実地調査の日程について

(申請年度) 7月 評価の申込み及び受付

8月 実地調査の日程伺い

9月 自己評価担当者等への研修

12月 実地調査日程決定通知送付

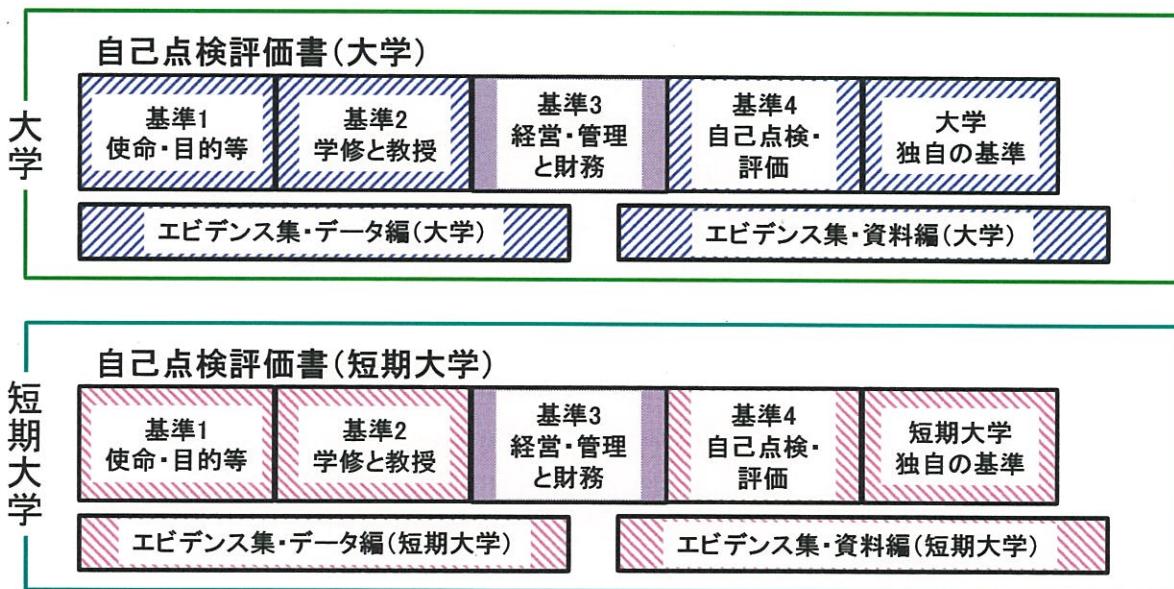


同一日程で実施するかどうか確認の上、決定。

◆短期大学機関別認証評価の特徴

同時受審:提出物

同時受審であっても、大学機関別認証評価と短期大学機関別認証評価それぞれ提出が必要。



20

◆短期大学機関別認証評価の特徴

同時受審:その他の提出物

- ・第1回評価員会議資料の提出
視察ルート案、宿泊施設のパンフレットなど
- ・書面質問及び依頼事項への対応
書面質問の回答及び追加資料の提出、面談者の手配など
- ・実地調査用資料の提出
顔合わせの次第、面談スケジュールなど



同一日程での実施であれば、その他の提出物の提出も同じスケジュールになりますが、提出物は、大学・短期大学それぞれご提出ください。

21

◆短期大学機関別認証評価の特徴

過年度同時受審大学及び短期大学の共通点

- ・大学・短期大学が同一キャンパス
- ・学長が同一人物
- ・事務組織が共通
- ・同一日程で実地調査を実施

◆事例紹介

同時受審：自己点検評価書の記述例

例1) 基準3、4、Aを同じ内容で提出

大学	基準1 使命・目的等	基準2 学修と教授	基準3 経営・管理 と財務	基準4 自己点検・ 評価	基準A 大学 独自の基準	基準B 大学 独自の基準
短期大学	基準1 使命・目的等	基準2 学修と教授	基準3 経営・管理 と財務	基準4 自己点検・ 評価	基準A 短期大学 独自の基準	

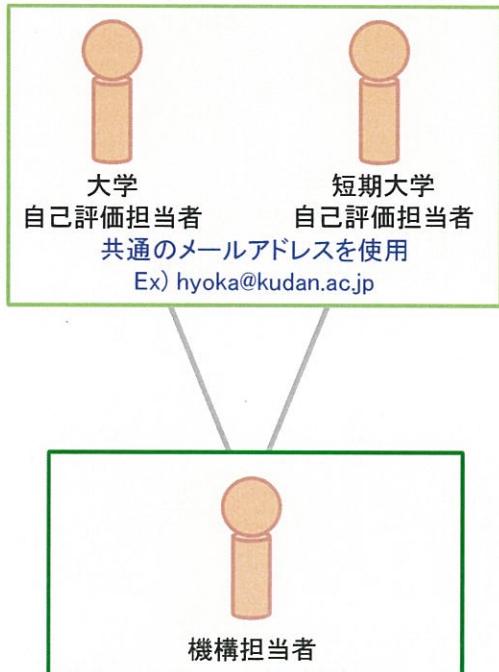
例2) 基準3、4、A、Bを同じ内容で提出

大学	基準1 使命・目的等	基準2 学修と教授	基準3 経営・管理 と財務	基準4 自己点検・ 評価	基準A 大学 独自の基準	基準B 大学 独自の基準
短期大学	基準1 使命・目的等	基準2 学修と教授	基準3 経営・管理 と財務	基準4 自己点検・ 評価	基準A 短期大学 独自の基準	基準B 短期大学 独自の基準

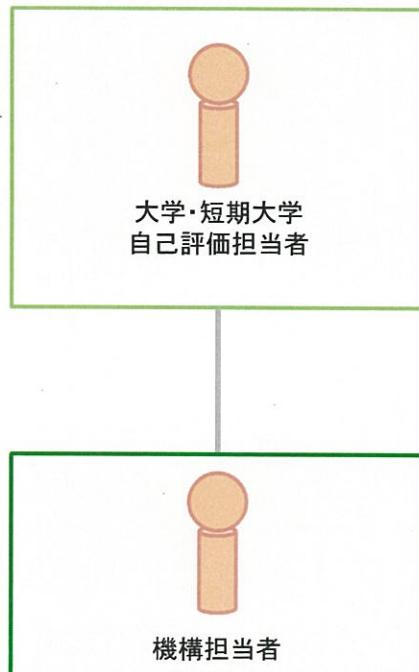
◆事例紹介

同時受審:評価の実施体制(評価機構と自己評価担当者)

例1)自己評価担当者が2人



例2)自己評価担当者が1人

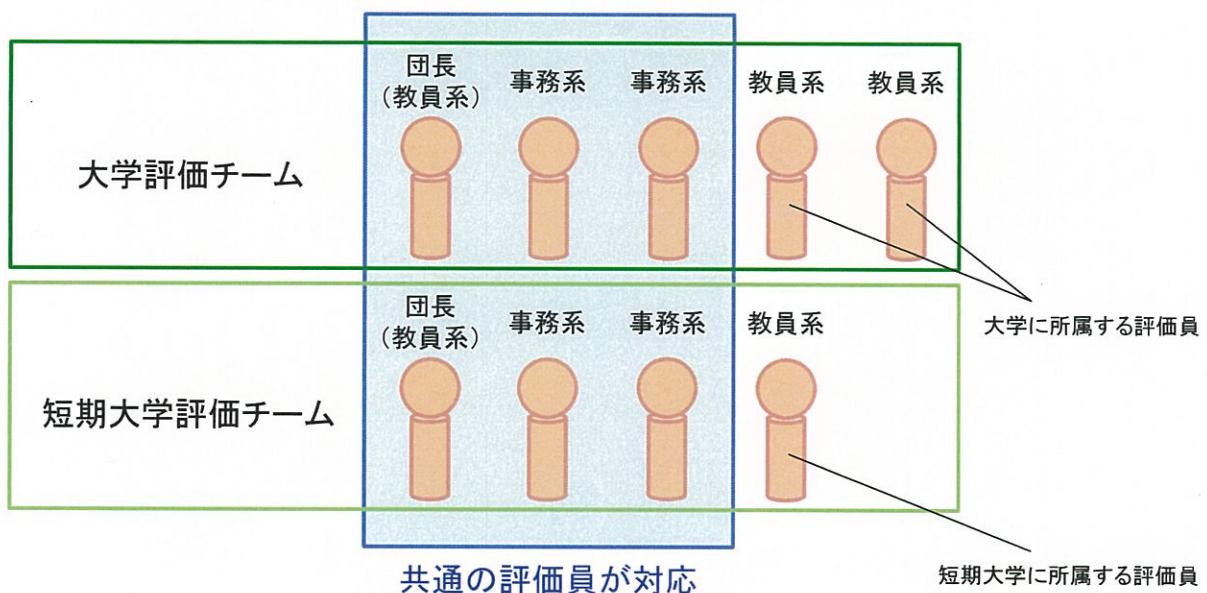


24

◆事例紹介

同時受審:評価の実施体制(評価チーム)

例1)団長が教員系の場合(大学:5人、短期大学:4人、計6人)

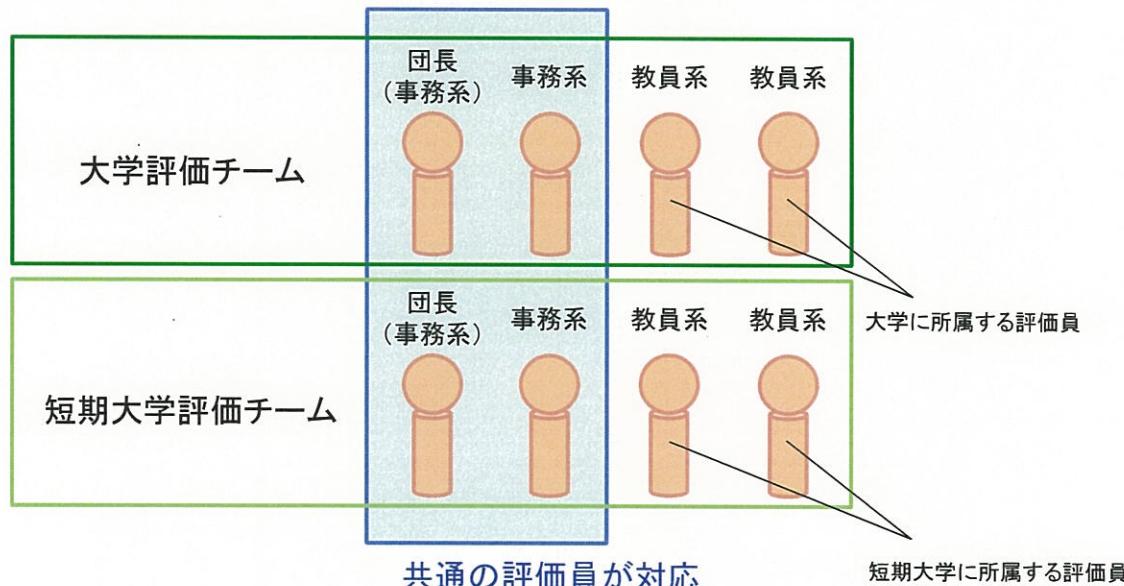


25

◆事例紹介

同時受審:評価の実施体制(評価チーム)

例2) 団長が事務系の場合(大学:4人、短期大学:4人、計6人)



26

◆事例紹介

同時受審:実地調査のスケジュール例

移動日	第1日	第2日
9:00	移動	移動
10:00	第2回評議会議	資料・データの点検
11:00	資料・データの点検	大学・短期大学関係者と基準ごとの面談(教職員等)
12:00	顔合わせ	学生との面談
13:00	昼食	昼食
14:00	大学・短期大学責任者との面談	追加面談等
15:00	教育環境の視察	第4回評議会議
16:00	資料・データの点検	16:00
17:00	大学・短期大学関係者と基準ごとの面談(教職員等)	終了・解散
18:00	移動	
19:00	評議会議の移動	
20:00	前泊	

大学・短期大学関係者と基準ごとの面談(教職員等)

状況に合わせて実施。

27

◆事例紹介

同時受審: 実地調査のスケジュール例

例1) 基準2の面談を大学・短期大学それぞれで実施し、基準3は合同で実施する場合の例

ブースA			ブースB			ブースC				
基準	評価員	大学側(役職)	基準	評価員	大学側(役職)	基準	評価員	大学側(役職)		
16:00 ～ 17:30	大学 2	A評価員 B評価員	16:00 ～ 17:30	短期 大 学 2	C評価員 D評価員	短大副学長、自己点検・評価部長 短大教育部長 学生部長 審議役、学務事務部門長	16:00 ～ 17:30	共 通 3	E評価員 F評価員	事務局長、人事事務部門長 管理事務部門長 リーダー

例2) 基準2、3の面談を大学・短期大学合同で実施する場合の例

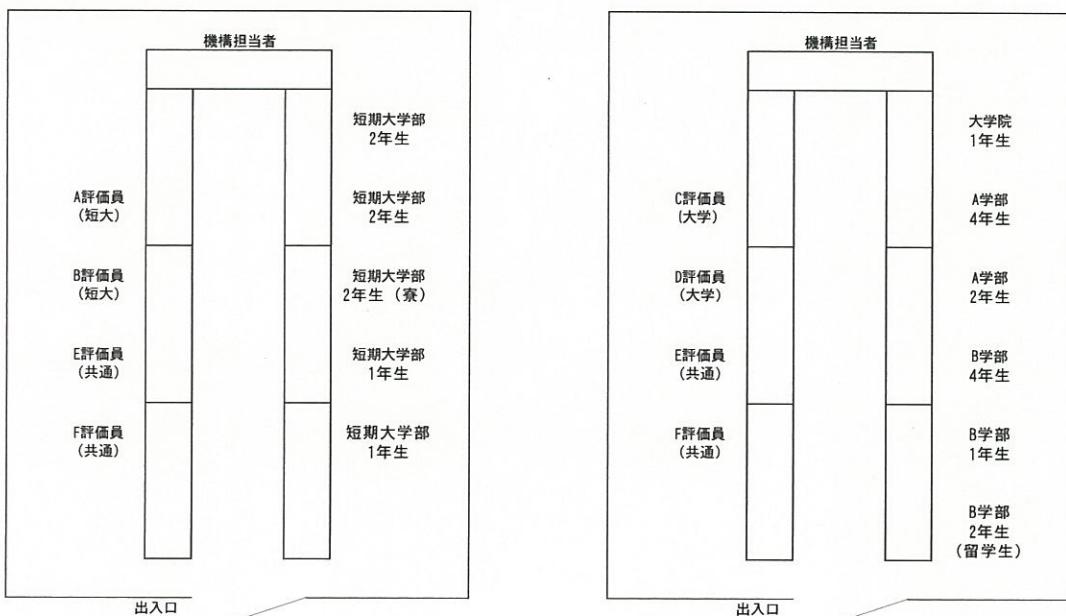
ブースA			ブースB		
基準	評価員	大学側(役職)	基準	評価員	大学側(役職)
16:00 ～ 17:30	共 通 2	A評価員 B評価員 C評価員 D評価員 入試・広報センター長 就職センター長 教職センター長 学生センター長 保健センター長 施設管理部長 図書館長 情報教育センター長	16:00 ～ 17:30	共 通 3	E評価員 F評価員 総務部長 経理部長 学术研究所副所長 教育調査企画室長 監事

◆事例紹介

同時受審: 実地調査のスケジュール例

例1) 学生との面談を大学・短期大学それぞれで実施する場合の例

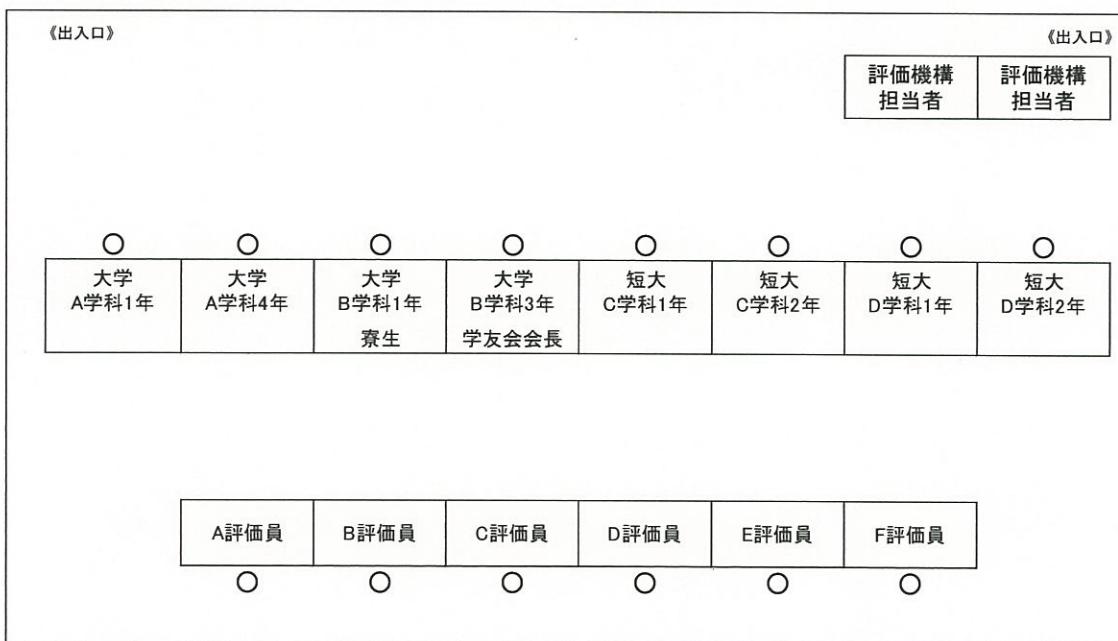
追加面談の時間も利用し、時間差で実施。



◆事例紹介

同時受審: 実地調査のスケジュール例

例2) 学生との面談を大学・短期大学合同で実施する場合の例



30

◆受審短期大学からの意見

アンケートより

Q. 同時受審をすることについて、ご意見をお書きください。

A1.

自己点検活動は毎年行っておりますが、評価を受けるとなると資料作成等に膨大な労力が必要となります。その点について大幅な効率化が図れました。

また、報告書をそれぞれ作成する事により普段の自己点検では気付かない点も浮き彫りに成る等のメリットもあったと思います。

A2.

評価書作成における評価基準項目やエビデンス集(データ編)、施設見学、面談等の一部が共通となるため重複する部分も多く、受審全体の省力化が図れました。また、二つ同時に進むことでお互いの問題を共有することができました。

しかし、学校法人全体の規模が小さいため、役職者の負担が大きくなりました。また、受審のための書類等の準備が一時期に重なり、担当者の労力的負担が大きくなりました。

31

解説②

日本高等教育評価機構が行う 認証評価について

2015. 4

公益財団法人 日本高等教育評価機構

◆日本高等教育評価機構(JIHEE)について

公益財団法人 日本高等教育評価機構

JIHEE

Japan Institution for Higher Education Evaluation

- 設立母体＝日本私立大学協会
- 財団設立＝平成16年11月25日
- 公益財団法人設立＝平成24年4月1日
- 目的及び事業

主な事業

●教育研究活動等の評価事業

大学機関別認証評価／短期大学機関別認証評価／ファッショング・ビジネス系専門職大学院認証評価

●評価員の養成

●評価に関する調査・研究

●広報及び啓発活動：広報誌等の刊行／情報公開

認証評価の実施

●大学機関別認証評価(平成17年7月12日認証)

会員大学 331大学

受審大学 272大学(第1期)

119大学(第2期、平成26年度まで)

平成27年度 大学機関別認証評価 69大学

再評価 1大学

年 度	16	17	18	19	20	21	22
受審大学	—	4	16	38	58	71	85
年 度	23	24	25	26	27	28	29
受審大学	13	13	30	63	69	—	—

認証評価の実施

●短期大学機関別認証評価(平成21年9月4日認証)

会員大学 9短期大学

受審大学 4短期大学(第2期、平成26年度まで)

平成27年度 短期大学機関別認証評価 2短期大学

年 度	23	24	25	26	27	28	29
受審短期大学	—	—	1	3	2	—	—

●ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価(平成22年3月31日認証)

受審大学院 1大学院(平成26年度まで)

平成27年度 ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価 1研究科

年 度	22	23	24	25	26	27	28
受審大学院	1	—	—	—	—	1	—

評価結果の提供及び公表

- 文部科学省での記者会見
- 評価結果報告書作成及び配付
- 判断例の公表(平成24年度から実施)

・平成26年度 評価結果(平成27年3月26日公表)

適合	61大学、3短期大学
不適合	1大学
保留	1大学
・再評価	1大学 認定

◆ 評価システムの改訂について

旧評価システムの問題点

認証評価のシステムが、大学の自己点検・評価のひとつの手段となっており、大学が実施する自己点検・評価が自主的な質保証のための本来的な自己点検・評価になっていたいなかった。

改訂の方針

- (1)認証評価受審時の自己点検・評価であっても、単に認証評価のためのものではなく、自主的な質保証のための本来的な自己点検・評価の一環として明確に位置付ける。
- (2)評価機構が設定する「評価基準」は基本的・共通的な事項に限定し、大学・短期大学はこれに自らの使命・目的に即した自己点検・評価項目を加える。

◆ システム変更のポイント

1. 内部質保証のための自己点検・評価の実質化

2. 評価の効率化と簡素化

3. 個性・特色を生かした機能別分化

◆ システム変更のポイント

内部質保証のための自己点検・評価の実質化

認証評価受審時の自己点検・評価

- (1) 基準項目ごとに自己判定
- (2) 自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)
- (3) 改善・向上方策(将来計画)
- (4) 基準ごとに「自己評価」

○○大学
基準 2. 学修と教授 2-1 学生の受入れ 『2-1 の視点』 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持 (1) 2-1 の自己判定 「基準項目 2-1 を満たしている。」もしくは「基準項目 2-1 を満たしていない。」 (2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価) (必要に応じて学部・研究科ごとに記述) (3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)
2-2 教育課程及び教授方法 『2-2 の視点』 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発 (1) 2-2 の自己判定 「基準項目 2-2 を満たしている。」もしくは「基準項目 2-2 を満たしていない。」

◆ システム変更のポイント

評価の効率化と簡素化

評価基準の変更

基本的・共通的な最小限の事項に限定

第1サイクルの
評価システム
基準：11
基準項目：34
評価の視点：70



第2サイクルの
評価システム
基準：4
基準項目：22
評価の視点：51

◆ システム変更のポイント

個性・特色を生かした機能別分化

評価基準の再編

11基準

- 基準1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的^①
- 基準2 教育研究組織^{①②③}**
- 基準3 教育課程^②
- 基準4 学生^②
- 基準5 教員^②
- 基準6 職員^③
- 基準7 管理運営^{③④}
- 基準8 財務^③
- 基準9 教育研究環境^②
- 基準10 社会連携**
- 基準11 社会的責務^③

4基準

- 基準1 使命・目的等
- 基準2 学修と教授
- 基準3 経営・管理と財務
- 基準4 自己点検・評価**

+

独自の基準

- 例) 国際協力
- 社会貢献・地域貢献
- 研究活動
- 生涯学習 など

◆ システム変更のポイント

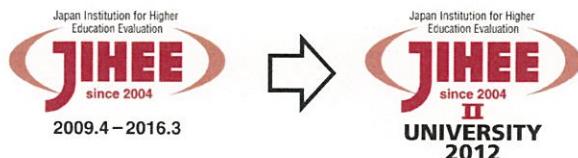
その他の変更点

評価機構による判定

- ・「認定」「不認定」→「適合」「不適合」
- ・「保留」
→「不適合」の大学・短期大学のうち、原則1年内に改善が可能であると判定委員会が判断した場合
- ・条件付き認定 → 削除
- ・公表の改善を要する点 → 改善報告書の公表及び提出

その他

- ・認定期間 → 受審年度と適合認定回数



10

◆ 認証評価制度の流れ

認証評価（機関別認証評価の周期）

○第1期 2004年～2010年

- ・法令等のチェック中心
- ・我が国の高等教育の将来像(答申)…2005年

○第2期 2011年～2017年

- ・学士課程教育の構築へ向けて(答申)…2008年
　　三つのポリシー(ディプロマ、カリキュラム、アドミッション)と
　　学修成果

※学修成果とは、「プログラムやコースなど、一定の学習期間終了時に、学習者が知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を明示したもの。学習成果は、多くの場合、学習者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学習者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならない。」

- ・中長期的な大学教育の在り方に関する第2次報告…2009年

　　内部質保証（各大学が、自己点検・評価の結果が教育の質の向上に活用される仕組み）

　　※保証されるべき質とは、学生の学びの内容と水準

○第3期 2018年～2024年

11

・ガバナンス改革の推進

→副学長の位置づけの見直し、教授会の役割の明確化など

・大学教育の質保証の充実

→認証評価制度の見直し、届出制度の見直しなど

・グローバル化の推進

→国際連携教育課程制度(ジョイント・ディグリー)の創設

・短期大学の特色に応じた機能別分化の推進

→地方創生、女性の活躍、高等教育の機会均等の確保など

◆ 認証評価の今後の方向性

認証評価制度の見直し(大学分科会で検討)

・高大接続改革(大学教育の質的転換、大学入学者選抜改革)等を推進するための評価の在り方

→・学修成果や内部質保証を重視した評価への発展

・特定の教育研究活動に重点を置いた評価と共通の評価項目の簡素化の推進

・各大学が掲げる目的・水準等に対する評価など、改革を支援するための評価の推進

・評価結果に応じた次回評価の弾力化 など

・評価結果を活用した改善の促進

→・適合・不適合の判定の仕組みの整備

・評価結果のフォローアップの仕組みの整備

・評価結果の各種取組への活用 など

◆ 認証評価の今後の方向性

認証評価制度の見直し(大学分科会で検討)

・認証評価機関の評価の質の向上

- ・認証評価機関に対する評価の在り方
- ・認証評価機関における評価の質の向上の取組
- ・評価に関する調査研究の促進 など

・評価における社会との関係の強化

- ・ステークホルダーの視点を取り入れた評価の実施
- ・認証評価機関の取組の社会への情報発信の促進 など

14

◆ 認証評価の今後の方向性

認証評価制度の見直し(大学分科会で検討)

・評価人材の育成

- ・複数の機関が連携した取組も含めた、評価人材の育成や専門的知見の継承のための取組の促進 など

・評価の効率化

- ・大学ポートレートのデータの活用の促進
- ・他の評価制度と連携した評価業務の効率化 など

15

解説③ 評価基準について

2015. 4
公益財団法人 日本高等教育評価機構

評価基準

★ 基本的・共通的な最小限の事項として

4の「基準」「領域」、22の「基準項目」、51の「評価の視点」、
基準項目ごとのエビデンスの例示

★ 独自の基準設定と自己点検・評価

独自に「基準」「基準項目」「評価の視点」
の設定及び自己点検・評価の実施

◆ 評価基準の構成

「領域」: 各基準における評価の範囲

「趣旨」: 各基準が意図している目的

「基準項目」: 各基準における評価項目

「評価の視点」: 各基準項目において、
自己点検・評価を行う際に踏まえる内容

「エビデンスの例示」: 各基準項目において、
自己評価を行う際に根拠となる事実の例示

基準1. 使命・目的等

領域

使命・目的・教育目的

趣旨

使命・目的、教育目的の社会への明示
3つの方針への反映
学内体制の確立

基準項目

- 1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性
- 1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性
- 1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性

4

1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性

- ◆ 意味・内容の具体性と明確性
- ◆ 簡潔な文章化

・使命・目的、教育目的等を示す資料 …など

留意点※

- ★具体的に明文化
- ★簡潔に文章化

※「留意点」:各基準項目において、自己点検・評価を行う際に留意すべき内容

5

1-2.使命・目的及び教育目的の適切性

- ◆ 個性・特色の明示
- ◆ 法令への適合
- ◆ 変化への対応

・個性・特色に関する大学の自己認識を示す資料(関係部分)
・使命・目的、教育目的の改定があれば、その改定の理由と経緯を示す資料
……など

留意点

- ★個性・特色の反映、明示
- ★法令との合致
- ★必要に応じての見直し

1-3.使命・目的及び教育目的の有効性

- ◆ 役員・教職員の理解と支持
- ◆ 学内外への周知
- ◆ 中長期的な計画及び3つの方針への反映
- ◆ 教育研究組織の構成との整合性

・使命・目的及び教育目的の策定及び改定への役員、教職員の関与・参画の状況を示す資料
・使命・目的及び教育目的を学内外へ周知するための方法・手段を示す資料
・中長期的な計画及び3つの方針等と使命・目的並びに教育目的との関係を示す資料
・教育研究組織に関する規定及びその構成を示す資料 …など

留意点

- ★策定などに役員・教職員の関与・参画
- ★学内外への周知
- ★中長期的な計画・3つのポリシーへの反映
- ★教育研究組織の整備

領域

学生受入れ、教育内容・方法、学修及び授業の支援、学修評価、教員配置等

趣旨

教育目的の実現
3つの方針の策定と明示
学内共通理解のもとでの教学・経営

基準項目

- 2-1. 学生の受入れ
- 2-2. 教育課程及び教授方法
- 2-3. 学修及び授業の支援
- 2-4. 単位認定、卒業・修了認定等
- 2-5. キャリアガイダンス
- 2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック
- 2-7. 学生サービス
- 2-8. 教員の配置・職能開発等
- 2-9. 教育環境の整備

2-1.学生の受入れ

- ◆ 受入れ方針の明確化と周知
- ◆ 受入れ方法の工夫
- ◆ 学生受入れ数の維持

- ・入学者受入れの方針を示す資料
- ・入学者受入れの方針と入学者受入れ方法との関連を示す資料
- ・収容定員及び入学定員と学生数の現状との対比を示す資料 …など

留意点

- ★アドミッションポリシーの明示
- ★適切な入学者選抜の体制・運用
- ★入試問題の作成
- ★在籍学生の適切な確保

10

2-2.教育課程及び教授方法

- ◆ 教育課程編成方針の明確化
- ◆ 教育課程の体系的編成と教授方法の工夫・開発

- ・教育課程編成方針を示す資料
- ・登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限等を示す資料
- ・教授方法の工夫・開発の具体例を示す資料
- ・単位制の趣旨を保つための工夫(教室外学修の指示等)を示す資料 …など

留意点

- ★編成方針の設定・明示
- ★編成方針に沿った教育課程の編成
- ★授業内容・方法等の工夫
- ★教育方法改善のための体制の整備・運用
- ★履修登録単位数の上限の設定など、単位制度の実質を保つための工夫

11

2-3.学修及び授業の支援

◆ 教職員協働及びTA等の活用

- ・学修支援及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を示す資料
- ・職員・TA等による学修及び授業等の支援体制を示す資料
- ・退学、停学、留年等の実態及び原因分析、改善方策の検討状況等を示す資料 …など

留意点

- ★支援の方針・計画・実施体制の整備・運営
- ★オフィスアワーの実施
- ★TA等の活用
- ★退学者、停学者、留年者への対応策
- ★学生の意見を汲み上げる仕組みの整備及び体制改善への反映

12

2-4.単位認定、卒業・修了認定等

◆ 基準の明確化と厳正な運用

- ・単位認定等成績評価の公平性のための工夫、GPA等の活用状況を示す資料
- ・学位授与方針や学位授与基準及び学位審査手続きの実際を示す資料
- …など

留意点

- ★基準の設定と厳正な運用

13

2-5.キャリアガイダンス

◆ 教育課程内外の指導体制の整備

- ・キャリアガイダンスに関する教育課程上及びその他の教育としての取組み状況を示す資料
- ・就職・進路先の実態及びその取組み状況を示す資料 …など

留意点

- ★インターンシップ等を含めたキャリア教育の支援体制の整備
- ★相談・助言体制の整備・運営

14

2-6.教育目的の達成状況の評価とフィードバック

◆ 達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

◆ 評価結果のフィードバック

- ・教室内外の学修状況に関する学生アンケート調査等を分析した資料
- ・教育目的の達成状況の評価に関する研究又はその評価結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料 …など

留意点

- ★学修状況、各種調査による点検・評価
- ★評価結果の教育内容、授業方法などへのフィードバック

15

2-7.学生サービス

- ◆ 学生生活安定のための支援
- ◆ 意見などの把握と分析・検討結果の活用

- ・学生相談室、医務室等の利用状況を示す資料
- ・奨学金給付・貸与状況を示す資料
- ・学生の課外活動等への支援状況を示す資料
- ・社会人、編入、転入学生等への支援状況を示す資料
- ・学生生活全般についての満足度調査及びその分析結果、あるいは学生から要望を汲上げるシステムに関する資料 …など

留意点

- ★学生サービス、厚生補導の組織の機能
- ★奨学金などの経済的支援
- ★課外活動への支援
- ★健康、生活などの相談、心的支援
- ★学生の意見を汲み上げる仕組みの整備、学生サービスの改善への反映

2-8.教員の配置・職能開発等

- ◆ 教員の確保と配置
- ◆ 採用・昇任、教員評価、研修、FDなど
- ◆ 教養教育の体制整備

- ・大学設置基準及び職業資格関連の指定基準と現状との対比を示す資料
- ・教員組織編制方針、教員の採用、昇任、異動の方針等に関する資料
- ・FD(Faculty Development)実施計画及びその実施体制・実施状況を示す資料
- ・教員研修計画及びその実施状況を示す資料
- ・教員評価制度の実施状況及び結果の活用状況を示す資料
- ・教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料 …など

留意点

- ★教員数の確保と配置
- ★年齢のバランス
- ★採用・昇任の方針・運用
- ★教養教育の責任体制

2-9.教育環境の整備

- ◆ 校地、校舎等の整備・運営・管理
- ◆ 授業の学生数の管理

- ・施設設備に関する大学設置基準と現状との対比を示す資料
- ・教育環境に関する学生満足度調査の結果を示す資料
- ・施設設備の安全管理、メンテナンスに関する規定、運用方針、運用計画等及び管理体制を示す資料
- ・授業(講義、演習、実験等)のクラスサイズを示す資料 …など

留意点

- ★校地、校舎、施設等の整備・活用
- ★快適な教育研究環境の整備・活用
- ★図書館の利用できる環境
- ★コンピュータ等のIT施設の整備
- ★安全性(耐震等)と利便性(バリアフリーなど)
- ★学生の意見を汲み上げる仕組みの整備及び改善への反映
- ★授業を行う学生数(クラスサイズなど)

18

基準3. 経営・管理と財務

領域

経営の規律、理事会、ガバナンス、執行体制、財務基盤と
収支、会計

趣旨

中長期的な全体計画の策定
計画に沿った事業の執行
執行状況の点検・評価の実施と改善
教職員の連携による計画の策定・執行
全体計画と財務計画の一体化
会計処理と財務情報の公開

19

基準項目

- 3-1. 経営の規律と誠実性
- 3-2. 理事会の機能
- 3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ
- 3-4. コミュニケーションとガバナンス
- 3-5. 業務執行体制の機能性
- 3-6. 財務基盤と収支
- 3-7. 会計

20

3-1. 経営の規律と誠実性

- ◆ 規律と誠実性の維持
- ◆ 使命・目的の実現への努力
- ◆ 法令の遵守
- ◆ 環境保全、人権、安全への配慮
- ◆ 教育情報・財務情報公表

- ・経営の基本方針として経営の規律と誠実性の維持を表明した資料、組織の倫理・規律に関する綱領・規定等
- ・大学の設置、運営に関する法令・通知等の内容と大学の現況との対比を示す資料
- ・環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的措置を示す資料
- ・法人及び大学の運営状況に関する情報の公表の状況(項目、内容、手段等)を示す資料 …など

留意点

- ★組織倫理に基づく運営 / ★使命・目的の実現のための継続的な努力
- ★質の保証のための関連法令等の遵守 / ★危機管理体制と機能
- ★環境や人権への配慮 / ★教育情報及び財務情報等の公表

21

3-2.理事会の機能

◆ 戰略的意思決定できる組織の体制の整備と機能性

- ・機動的・戦略的意思決定のための仕組み(常務理事会、政策調整機関等)を示す資料
- ・理事会機能の補佐体制を示す資料
- ・理事会権限委任、理事の職務分担等を示す資料 …など

留意点

- ★組織体制の整備と機能
- ★寄附行為に基づく理事会の運営
- ★理事の選考
- ★理事の理事会への出席状況

22

3-3.大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

◆ 意思決定組織の整備、権限と責任の明確性と機能性 ◆ 学長のリーダーシップの発揮

- ・大学の意思決定組織及び構成員、各意思決定組織の権限に関する規定
- ・学長のリーダーシップを支える仕組み(権限の明確化、学長補佐体制、調査、企画部門の整備等)を示す資料 …など

留意点

- ★意思決定の権限と責任
- ★使命・目的に沿った意思決定及び業務執行
- ★学長の補佐体制の整備
- ★副学長の役割及び機能
- ★教授会の役割及び機能
- ★教授会への聴取事項の決定及び周知

23

3-4.コミュニケーションとガバナンス

- ◆ コミュニケーションによる意思決定の円滑化
- ◆ 相互チェックによるガバナンス
- ◆ リーダーシップとボトムアップのバランス

- ・管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料
- ・法人の業務、財産及び役員の業務執行の状況等に対する監事の意見等を示す資料
- ・監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料
- ・評議員会への諮問状況を示す資料
- ・教職員からの情報や提案が生かされる仕組み及びその実施状況を示す資料
- …など

留意点

- ★各管理運営機関並びに各部門間の連携
- ★相互チェック体制の整備と機能／★監事の選考
- ★監事の意見及び理事会への出席状況／★評議員会の運営
- ★評議員の選考／★評議員会の出席状況
- ★リーダーシップの発揮できる体制の整備
- ★教職員の提案を汲み上げる仕組みの整備、運営の改善への反映

24

3-5.業務執行体制の機能性

- ◆ 職員の組織編制及び配置
- ◆ 管理体制の構築と機能性
- ◆ 職員の資質・能力の向上

- ・法人の業務執行体制及び大学の教育研究支援体制の編制方針と現状を示す資料
- ・職員の経営・教学組織への参画の状況、教職協働の実施状況を示す資料
- ・業務執行の管理体制(担当役員制、目標管理制度、事業評価等)を示す資料
- ・職員の職能開発のためのSD(Staff Development)の計画、実施状況、人事評価・育成制度等を示す資料 …など

留意点

- ★事務体制の構築と機能
- ★職員の確保と配置
- ★管理体制の構築と機能
- ★SD研修などの組織的な取組み

25

3-6.財務基盤と収支

- ◆ 中長期計画に基づく適切な財務運営
- ◆ 財務基盤の安定と収支のバランス

- ・事業計画、予算編成方針及び財務指標等を示す資料
- ・中長期的な計画及びその裏づけとなる財務計画を示す資料
- ・消費収支計算書関係比率(法人全体及び大学単独)、貸借対照表関係比率(法人全体)、決算等の計算書類(過去5年間)
- ・予算書、財産目録など(最新のもの)
- ・金融資産の運用状況(過去5年間) …など

留意点

- ★中長期計画に基づく財務運営
- ★安定した財務基盤の確立
- ★収支のバランス
- ★外部資金導入の努力

26

3-7.会計

- ◆ 会計処理
- ◆ 会計監査の体制と厳正な実施

- ・監査報告書、理事会議事録(評議員会を含む)、資産運用に関する規定
…など

留意点

- ★学校法人会計基準などに基づく会計処理
- ★補正予算の編成
- ★会計監査体制の整備、厳正な実施

27

領域

自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性

趣旨

大学自身による質保証
自己点検・評価の質の向上
認証評価のための自己点検・評価と本来の
自己点検・評価の一貫性

28

基準項目

- 4-1. 自己点検・評価の適切性
- 4-2. 自己点検・評価の誠実性
- 4-3. 自己点検・評価の有効性

29

4-1.自己点検・評価の適切性

- ◆ 自主的・自律的な自己点検・評価
- ◆ 体制の適切性
- ◆ 周期等の適切性

・自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料
・自己点検・評価のための組織及びその学内の位置付け等に関する資料
…など

留意点

- ★使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- ★恒常的な体制と実施
- ★定期的な実施

30

4-2.自己点検・評価の誠実性

- ◆ エビデンスに基づく透明性の高い自己点検・評価
- ◆ 十分な調査・データの収集と分析
- ◆ 結果の学内共有と社会への公表

・IR(Institutional Research)機能の構築及び活動状況を示す資料
・自己点検・評価及び認証評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料
…など

留意点

- ★エビデンスに基づく客観的な実施
- ★十分な調査・収集と分析を行う体制の整備

31

4-3.自己点検・評価の有効性

◆ PDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

- ・自己点検・評価及び認証評価を改善・向上につなげる仕組みとその運営
- ・自己点検・評価及び認証評価の結果の活用状況を示す資料 …など

留意点

★評価結果の大学運営の改善等につなげる仕組みと機能

32

使命・目的に基づく独自の基準設定と自己点検・評価

基準A. ○○○○

基準B. ○○○○

4基準以外に、使命・目的として掲げ、個性・特色として重視している領域

例示：国際協力、社会貢献、研究活動 等

33

解説④ 評価の実施方法について

2015. 4
公益財団法人 日本高等教育評価機構

◆ 評価のプロセス

- 自己点検・評価等に関する説明会の実施
 - ・責任者説明会
 - ・自己評価担当者説明会
- 認証評価受審時の自己点検・評価
 - ・教育活動等の状況を分析し、「自己判定」（「満たしている」「満たしていない」）
 - ・「自己判定」をもとに「自己評価」の記述
- 評価機構による評価
 - ・「自己点検評価書」に基づき、評価

◆ 評価プロセス

➤ 評価機構による評価

適合：「評価基準」をすべて満たしている

不適合：①「評価基準」のうち、満たしていない評価基準が一つ以上ある

②評価の過程において、虚偽報告や事実の隠ぺい等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていると判断する

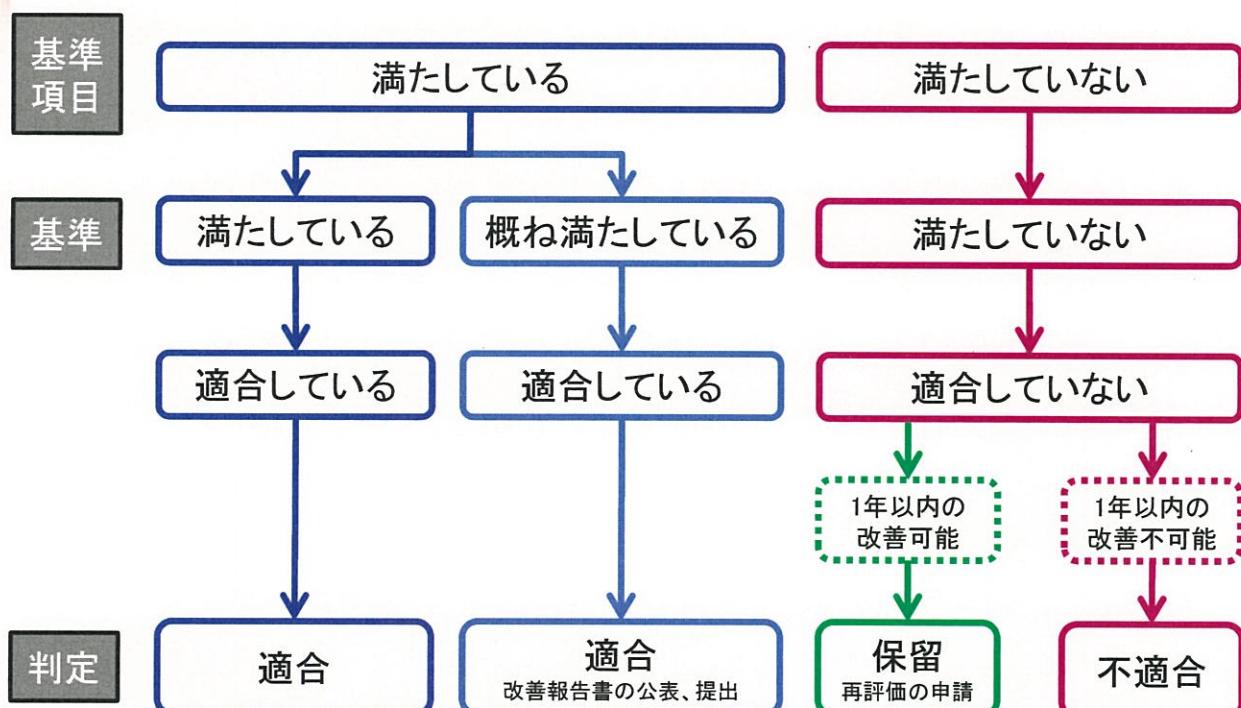
保留：①の「不適合」のうち、原則1年以内にその基準を満たすことが可能である

基準項目ごとの評価：「評価基準」の基準項目ごとの状況を勘案し、「満たしている」「満たしていない」の評価を行う

評価基準ごとの評価：基準項目ごとの評価の状況を勘案し、評価基準ごとに「満たしている」「概ね満たしている」「満たしていない」の評価を行う

2

◆ 評価機構による評価



3

◆評価方法

書面調査

概要:大学・短期大学から提出された「自己点検評価書」「エビデンス集(データ編)」「エビデンス集(資料編)」を分析し、大学・短期大学の教育研究活動の状況を「評価基準」に照らし合わせ、「基準項目」ごとの評価を行う。
なお、評価を行う中での疑問を解決するために書面での質問(「書面質問」※1)や追加の資料請求及び実地調査時における追加面談の要望(「依頼事項」※2)を行う。

時期:「自己点検評価書」提出後 から 実地調査前 まで

※1書面質問…基準項目ごとに質問を行う。

※2依頼事項…基準ごとに、「実地調査前に求める資料」「実地調査時に求める資料」「面談希望者」「視察希望箇所」の依頼をする。

4

◆評価方法

実地調査

概要:教育研究環境の確認や実地調査時に用意されている資料※1の点検、関係者への面談※2などを通じて、「自己点検評価書」の誠実性などを中心に、書面調査では確認できない内容について調査を実施し、書面調査を補完する。

時期※3 :9月下旬から11月下旬まで

※1実地調査時に用意されている資料…会議体の議事録などあらかじめ用意する資料と依頼事項により求められた資料。

※2関係者への面談…責任者、基準ごとの関係者、学生のほか、依頼事項での追加面談。

※3時期…評価申請後8月末までに候補日を通知。12月中に確定。

5

◆評価の確定

意見の申立て

- 評価プロセスにおける透明性の確保
- 評価結果の正確性の確保
- コミュニケーションを重視した評価



意見申立て

1回目：「調査報告書案」に対する意見申立て

2回目：「評価報告書案」に対する意見申立て

◆評価の確定

意見申立て(1回目)

概要：「調査報告書案」※¹に対する意見申立て

受審校から「意見申立て」があった場合には、評価チームにおいて再度確認が行われ、「意見申立て」に対する対応案※²を判定委員会に提出する。

期間：通知を受けた日から原則2週間以内

※¹調査報告書案…評価員で構成される評価チームにより、実地調査終了日までの受審校全体の状況を踏まえて作成される、書面調査・実地調査の結果をまとめた報告書。

※²対応案…評価チームから提出された対応案については、大学及び短期大学には通知しない。

◆ 評価の確定

意見申立て(2回目)

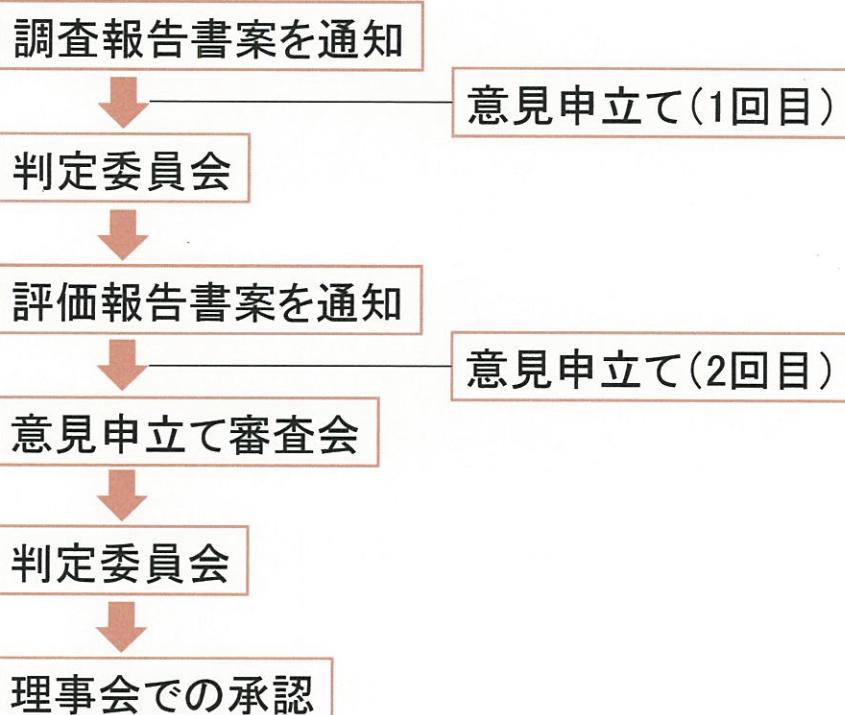
概要:「評価報告書案」※¹に対する意見申立て
大学・短期大学から「不適合」「保留」その他に対する
「意見申立て」があった場合には、意見申立て審査会
において審議が行われ、審議の結果※²を判定委員会に
報告する。

期間:通知を受けた日から原則2週間以内

※1評価報告書案…調査報告書案及び意見申立ての内容
(評価チームからの対応案含む)を踏まえて、判定委員会
が作成した報告書

※2意見申立て審査会から提出された審議の結果については、
大学及び短期大学には通知しない。

◆ 評価の確定



◆ 評価における指摘等について

評価報告書の構成

I 認証評価結果…「判定」

II 総評…全体の状況に対するコメント

III 基準ごとの評価…基準ごとの「評価結果」及び基準項目ごとに「評価結果」、「理由」、「優れた点」「改善を要する点」「参考意見」

10

◆ 評価における指摘等について

優れた点

- ・使命・目的などに照らして、「優れている」と判断した事項
- ・他大学の模範となるような先進的な取組みであり、かつ十分に成果を上げている場合

11

◆評価における指摘等について

改善を要する点

- ・使命・目的などに照らして、必ず「改善を要する」と判断した事項
- ・整備が不十分であり、ほとんど機能していない場合
- ・日本高等教育評価機構の評価基準を明らかに満たしていない場合。
- ・設置基準などに抵触する恐れがあり、現状のままでは大学・短期大学の運営に支障をきたす可能性がある重大な不備事項



◆必ず改善が求められる事項

12

◆評価における指摘等について

参考意見

- ・問題点などや使命・目的などを十分に達成するために必要と考えられる意見などがある場合
- ・整備はされているが、あまり機能していない場合
- ・改善が望ましいが、大学・短期大学に判断を委ねる場合
- ・軽微な問題点



◆指摘への対応を大学・短期大学の判断に委ねる事項

13

◆ 判断例

判断例とは

評価結果の平準化を目的として関係法令の改正や年度ごとの認証評価の状況を踏まえ判定委員会において作成される判断基準。評価員が評価を実施する際に参考として利用。内容については同委員会において毎年見直しが行われ、評価員をはじめ大学へも公表されている。

評価の際の判断基準として利用されるがあくまでも参考であるため(定性的な判断をする際には)判断例によらない指摘となる場合もある。

平成26年度 判断例



平成26年度認証評価において、判断の参考として使用。
15基準項目に対して、38判断例を公表。

14

◆ 評価結果確定後について

評価結果の公表

- 文部科学大臣へ評価結果の報告
- 「評価報告書」の公表
印刷物の刊行及びホームページへの掲載等
- 「自己点検評価書」等の公開のお願い
受審校のホームページへの掲載依頼
- 「自己点検評価書」の掲載ページと評価機構ホームページのリンクの受諾

15

◆ 評価結果確定後について

評価結果の公表

Japan Institution for Higher Education Evaluation
JIHEE since 2004 公益財団法人 日本高等教育評価機構

ENGLISH 検索
トップ 機構の概要 会員校 評価事業 調査研究 セミナー・説明会 刊行物
* 交通アクセス * お問い合わせ

公益財団法人
JIHEE since 2004 日本高等教育評価機構

認証評価制度 とは 入会について 知りたい 評価事業について 知りたい 受審のてびき・様式類 はこちら 評価結果 はこちら

平成16(2004)年度から、全ての大学、短期大学、高等専門学校は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。これを認証評価制度といいます。当機構は文部科学大臣により評価機関として認証されています。

認証評価制度とは
FAQ
お問い合わせ
すべて見る

2015年03月13日 平成27年度大学・短期大学評価セミナーを開催します。

会員専用ページへ
FAQ
お問い合わせ
すべて見る

お知らせ

16

◆ 評価結果確定後について

評価結果の公表

評価結果検索

都道府県またはエリアを指定する

都道府県 指定しない

全国

北海道

東北

近畿

中国

四国

九州・沖縄

名称を指定する(フリーワード)

ア カ サ タ カ ハ ヲ ジ ヲ ヲ

認証評価実施年度を指定する

指定しない

評価種別を指定する

- 大学機関別認証評価
- 短期大学機関別認証評価
- ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

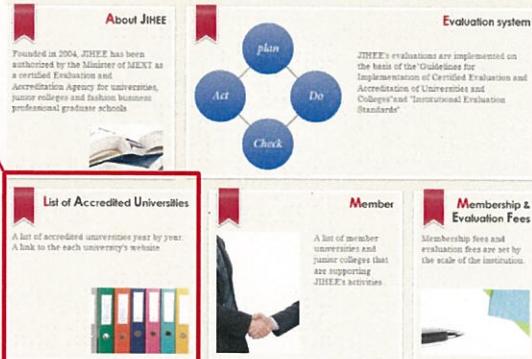
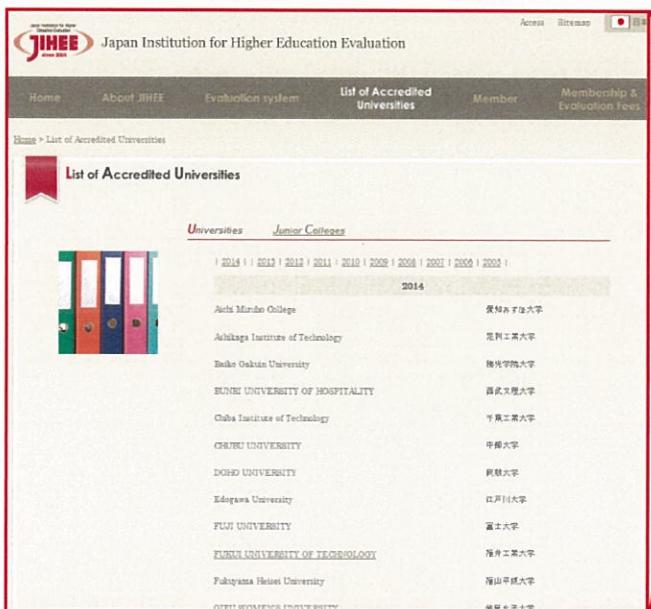
▶ 検索する

リセット

◆ 評価結果確定後について

評価結果の公表

<List of Accredited Universities>

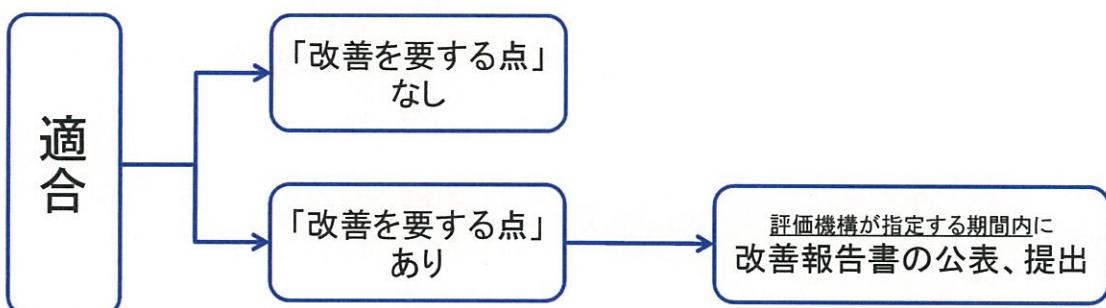


<トップページ>

18

◆ 評価結果確定後について

「改善報告書」等の公表及び提出



評価機構が指定する期間内…「適合」の認定を受けた翌年度
4月1日から起算して3年以内

「改善報告書等審査会」で審議した結果を判定委員会に提案
し、最終結果を確定したうえ、受審校に通知

19

◆評価システムの改善

- ・評価を受けた大学・短期大学
- ・評価員
- ・その他の関係者

意見



- ・大学評価
- ・短期大学評価
- ・調査研究活動の成果 など

意見



- ・日本私立大学協会
- ・私学高等教育研究所
- ・その他の関係機関

意見

より良いシステムを目指す

◆ 情報公開

受審校向けマニュアル「受審のてびき」に従って実施し、
「自己評価報告書」を作成

詳しくは...
当機構ホームページへ
(<http://www.jihee.or.jp/>)



- ・過年度の認証評価結果
- ・評価のスケジュール
- ・認証評価の概要
- ・判断例
- ・セミナーに関する情報や刊行物

についての情報も掲載中